

令和3年10月19日

〒530-0001

大阪市北区梅田三丁目3番1号

学校法人 日本教育財団 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075名古屋市千種区内山三丁目28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 伊藤英樹

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体の令和3年5月28日付大阪医専へのお問い合わせに対し、令和3年6月25日付けで貴法人よりご回答を頂き、ありがとうございました。

貴法人のご回答を踏まえ、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきます。

ご検討の上、令和3年11月19日までに上記連絡先宛書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴法人のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容につきましては、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

第1 申入れの趣旨

- 1 貴法人所属の東京モード学園、HAL 東京、首都医校、大阪モード学園、HAL 大阪、大阪医専、名古屋モード学園、HAL 名古屋における「学費納入について」と記載のある文書において、専願（AO入試、推薦入試、一般入試も含む）の場合についても、他の入学者を募集可能な一定の時期までに入学辞退した者に対しては学費を返還する旨を明示するように求めます。
- 2 上記各校の学費返還についての定めを貴法人のホームページ上にも明示するように求めます。

第2 申入れの理由

- 1 貴法人は、当団体への令和3年6月25日付回答において、「最高裁判例では、専願入試の合格者が学生納付金を納付して入学手続きを行った場合、その者が入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されることから、学校に納付義務がないことを認めています。」として、「納入後の学費は原則として返金できません。ただし、併願での一般入学の場合、2021年3月31日までに入学辞退・学費返還手続きを行うことができます。入学辞退する場合はご連絡ください。」とする大阪医専の学費納入案内と平成28年2月19日での「各校は、平成18年11月27日付最高裁判例に基づき、学費返還の対応をしております。」との貴法人の回答との間に齟齬はないとしています。

しかしながら、貴法人が引用する平成18年11月27日付最高裁判例は、「当該在学契約が解除された場合には、その時期が当該大学において当該解除を前提として他の入学試験等によって代替りの入学者を通常容易に確保することができる時期を経過していないなどの特段の事情がない限り、当該大学には当該解除に伴い初年度に納付すべき授業料等及び諸会費等に相当する平均的な損害が生ずるものというべきである。」と判示して、「その時期が当該大学において当該解除を前提として他の入学試験等によって代替りの入学者を通常容易に確保することができる時期を経過していない」場合には、別に考えるべきことを示しています。

- 2 名古屋医専について学費の返還に関し、上記最高裁判例を踏まえ、当団体との間で裁判上の和解が成立していること

貴法人が設置・運営している名古屋医専に関し、同校が学費を一切返還しないとの不返還条項を定めていたことについて、当団体が同条項を内容とする意思表示の差し止めを求めた事案において、以下の内容で裁判上の和解が成立しています。

「納入後の学費は、次の①、②及び③に掲げる者がそれぞれ①、②及び③に定める日までに入学辞退を申し出、かつ、返還手続きを行った場合に限り、返還する。

- ① 専願でのAO入試、専願での推薦入試、専願での一般・社会人入試その他専願を資格要件とする入学試験に合格したことによって入学を許可された者 当該者の入学年後の当該学科に係る一般・社会人入試の2次募集の受付締切日
- ② 編入学入試に合格して入学を許可された者 当該者が入学する年の2月1日
- ③ ①及び②以外の一般・社会人入試によって入学を許可された者 当該者が入学する年の3月31日

上記裁判上の和解に至ったのは、上記最高裁判決を踏まえた上での、名古屋医専における学費不返還条項が消費者契約法9条1号に反するとの当団体の主張が、第1審判決において認められたことを、ふまえてのものであります。貴法人所属の各校についても同様の考え方がとられるべきと考えます。

3 大阪医専ほか貴法人の名古屋医専以外の学費納入案内の記載が、最高裁判例や、名古屋医専と当団体との和解内容に反すること

しかしながら、貴法人所属の名古屋医専以外の各校の「学費納入について」は、併願での一般入学以外でのAO入試、推薦入試の場合、入学辞退者に対し学費の返還を認めないように読めます。これは、上記最高裁判例にも、名古屋医専と当団体の和解内容にも反すると考えます。

したがって、貴法人所属の名古屋医専以外の各校の学費納入案内に、専願での入試(AO入試、推薦入試、一般入試も含む)の場合にも、当該者の入学年後の当該学科に係る一般・社会人入試の2次募集の受付締切日までに入学辞退した場合には、学費を返還する旨を明示するよう求めます。

4 貴法人のホームページの記載も、異なっていること

貴法人所属の名古屋医専以外の各校のホームページでは「納入後の学費は原則として返金できません。ただし、併願での一般入試の場合、2021年3月31日までに入学辞退・学費返還手続きを行うことができます。」とのみ記載されており、同様の問題があります。

つきましては、貴法人所属の名古屋医専以外の各校のホームページにおいても、専願での入試(AO入試、推薦入試、一般入試も含む)の場合にも、当該者の入学年後の当該学科に係る一般・社会人入試の2次募集の受付締切日までに入学辞退した場合には学費を返還する旨を明示するよう求めます。

以上